

【1982年8月10日】老人保健法案の成立について（総評）

日本労働組合総評議会

「老人保健法案」の成立に抗議し、医療保障制度改善をもとめる声明

1982年8月10日

日本労働組合総評議会

政府・自民党は、8月10日、衆院本会議で700万人をこえる老人無料医療の対象者および多くの労働組合、民主団体の切実な願いを踏みにじり、社会党、共産党の反対を強引に押し切って「老人保健法案」を可決、成立させた。

この暴挙は、第2臨調の基本答申にもとづいて進められている軍拡、社会保障と福祉後退、国民生活破壊の自民党政治を象徴するものであり、全国民の名において抗議するものである。

われわれは、昨年の通常国会に「老人保健法案」が上程されて以来、対象者700万人の老人の無料医療が有料医療になること、国の負担を減らして、その分を労働者の保険料値上げでまかなうとしていること、診療報酬支払方式の改善、保健事業実施にあたっての予算措置、マン・パワー対策などが全く放置されていること、なによりも、老人無料医療制度が改悪されることは臨調路線 政府行革の基本方針にそって日本の社会保障、とくに医療保障制度全面後退の突破口となる、といった諸点を重視し、成立阻止をめざして運動を進めてきた。

その後の臨時国会では、原案反対という国民世論の高揚を無視することができず、部分的な修正をおこない、公明、民社の両党をだきこんで強行突破をはかったが、社会党、共産党の反対により継続審議、今通常国会に持ちこまれるという経緯をたどった。

われわれは、前国会における部分的修正が、何ら基本的改善につながるものではなく、老人保健審議会の権限縮小をふくむ診療報酬支払方式などではむしろ原案よりも後退するといった諸点からみても、これを評価することは全くできないという立場で、あくまでも成立阻止の基本方針をつらぬく姿勢を堅持してきた。国会終盤では、連日のように国会請願行動をおこない、野党への激励とあわせて政府・自民党のほん意を迫ってきた。

しかし、あくまでも今国会での成立を意図する政府・自民党は、こうした国民的意志を全面的に無視し、今回の暴挙をあえてしたのである。

われわれは、「老人保健法案」の成立によって、多くの日本の老人に経済的、精神的苦痛が強要されることを心より憂慮するとともに、これが地域の先進的な老人医療、老人福祉の切りすてに連動していくことを重視するものである。

したがってわれわれは、ただちに中央、地方で国民的運動を組織し、日本の医療保障制度の改善および真の老人保健制度の確立へむけて行動を起こしていくことをあきらかにするものである。